

広島県告示第五百四十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和八年四月二十三日

広島県知事 横 田 美 香

所在地	広島県呉市東惣付町、同市二河町及び同市内神町地内	
土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
区域の名称	区域の名称	区域の名称
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
東惣付町（四三八二―一）	東惣付町（四三八二―一）	東惣付町（四三八二―一）
西中央五丁目一二（八三九）	西中央五丁目一二（八三九）	西中央五丁目一二（八三九）
内神町二〇（八四八）	内神町二〇（八四八）	内神町二〇（八四八）
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり
区域の表示及び法	区域の表示及び法	区域の表示及び法
第九條第二項に	第九條第二項に	第九條第二項に
規定する土砂災害	規定する土砂災害	規定する土砂災害
警戒区域における	警戒区域における	警戒区域における
土砂災害防止対策	土砂災害防止対策	土砂災害防止対策
の適用を受ける	の適用を受ける	の適用を受ける
区域	区域	区域
（第三十項）	（第三十項）	（第三十項）
号）	号）	号）
第三十項	第三十項	第三十項
で定める事項	で定める事項	で定める事項
（第十項）	（第十項）	（第十項）
（第十項）	（第十項）	（第十項）
（第十項）	（第十項）	（第十項）

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県西部建設事務所呉支所に備え置いて縦覧に供する。